

前進^歩経営者会議FAX版208号

「設備投資」に対する税制が変わります！

(H29年4月1日～H31年3月31日までに取得・事業供用)

「中小企業経営強化税制」では、設備取得前に定められた手続きを行う必要があります。そのため、時間に余裕を持った準備にご留意ください。手続きについては、以下項目のⅡに詳細を記載しております。

Ⅰ. 改正概要

① 中小企業経営強化税制

〈改組・新設〉

生産性向上設備

A

生産性が年平均1%以上向上

収益力強化設備

B

投資利益率5%以上のパッケージ投資

拡充

即時償却
税額控除7%
(※10%)

〈延長〉

② 中小企業投資促進税制

③ 商業・サービス業
活性化税制

機械装置 (160万円以上)

ソフトウェア
(70万円以上)

器具備品(30万円以上)
建物附属設備(60万円以上)等

30%特別償却
(※税額控除7%)

※を付した部分は、資本金3,000万円以下の法人等に適用

Ⅱ. ①の税額控除または特別償却を受けるための要件と手続き

	対象設備	必要な手続き
A の場合	機械設備、一定の工具、器具備品、建物附属設備(電気設備・冷暖房等)、ソフトウェア	設備取得前に、設備メーカーを通じて工業会等が発行する証明書を取得
B の場合		設備の取得前に経済産業局へ投資計画案を提出し、確認書を取得 ※投資計画案は、公認会計士または税理士の確認が必要となります。

「経営力向上計画」を各担当局へ申請・認定

※A・B共に、原則として**設備取得前**に上記の手続きを完了させる必要があります。

◆お気軽にお問い合わせください【担当:藤原】